

設立時役員を選任についてのまとめ

(条文のある場合)

会社法38条1項
(出資→発起人で役員選任)

発起人は出資の履行が完了した後に、遅滞なく設立時取締役を選任すると規定されている

設立時取締役等の選任については、資本多数決の原則を採用しているが、発起人のうち、一部出資の履行をしないものと、議決権の数が変動する可能性があるため

会社法38条3項
(定款で選任→出資)

原始定款に定める方法により設立時取締役を定めることができ、出資の履行が完了した時に、選任されたものとみなす

この条文の趣旨:定款作成の機会に、発起人全員の同意をもって選任がなされたことを示す

「江頭憲治郎「株式会社法(第4版)」(有斐閣)83頁」

(条文のない場合)

条文なし ケース1
(出資→定款で選任)

会社法38条1項に準じてOKのはず
定款の決定は38条1項の決定を包含するものと解される

条文なし ケース2
(発起人で選任→出資)

出資の履行を完了する前に、発起人全員の同意により、設立時取締役等を選任
上記の38条3項の趣旨からすればできるはずだが、条文上は規定がない